第1章

最恵国待遇

1. ルールの外観

(1) ルールの背景

いずれかの国に与える最も有利な待遇を、他のすべての加盟国に対して与えなければならないという最恵国待遇原則 (Most-Favoured-Nation Treatment = MFN 原則) は、WTO 協定の基本原則の1つである。

最恵国待遇原則の下では、例えば、WTO 加盟国のA 国が、B 国 (WTO 加盟国であるかどうかを問わない) との交渉において、製品 αの関税率を 5%に削減す ると約束した場合、この関税率はB 国以外のすべて の加盟国に関しても適用されなければならない。 つまり、ある国が一定の問題に関して他の諸国に 最恵国待遇を与えるということは、その問題につ いてそれらの諸国を平等に扱うことを意味してい る。このように、最恵国待遇の本質とは、ある締 約国と他の締約国に対して同一の条件を与えると いう無差別性にあると言える。貿易の文脈では、 同様の物品に対して、原産地国によって異なる扱 いを行ってはならないという原則である。

最恵国待遇の考え方自体は長い歴史を持ち、GATT 以前から、多くの二国間通商条約に取り入れられ、貿易の自由化に貢献していた。しかし、世界恐慌の影響を受け、世界各国が保護主義政策をとった 1930 年代には、経済のブロック化を進めるため、英連邦の貿易制限措置(通称スターリング・ブロック)やフランスのフラン・ブロックなど、最恵国待遇原則を制限する様々な制度が導入され、こうしたブロック経済化が第二次世界大戦の遠因となったとされている。この経験への反省から、

第二次世界大戦後、多数国間条約である GATT において一般的最恵国待遇条項が規定され、世界規模での自由貿易体制の安定化が図られ、それがWTO にも継承された。

このように、最恵国待遇原則は、多角的貿易体制を支える基本原則の1 つとして、特に遵守されなくてはならない。また、地域統合等その例外については、WTO の基本原則たる最恵国待遇原則を形骸化することにならないよう、WTO ルールに整合的に運用されることが必要である。

(2) 法的規律の概要

①最恵国待遇原則に関する GATT 上の規定

最恵国待遇を定めている GATT の規定としては、 GATT 第1 条、第3条第7項、第5条、第13条及び 第17条がある。

(a) 一般的最恵国待遇 (GATT 第1条第1項)

GATT 第 1 条第 1 項は、関税、輸出入規則、輸入品に対する内国税及び内国規則について、WTO 加盟国が他の加盟国の同種の産品に最恵国待遇を供与することを定めている。すなわち加盟国は、同種の産品については、他のすべての加盟国に対して、他の国の産品に与えている最も有利な待遇と同等の待遇を与えなくてはならない。

この点、まず、「同種の産品」要件に関しては、旧 GATT 及び WTO の紛争解決における判断 (GATT3 条4 項における同要件の判断を含む)の蓄積を通じて、①産品の物理的特性・性質、②用途、③消費者の嗜

好及び④関税分類の4 要素によって判断するという 解釈が定着している。旧GATT 時代の先例としては、 例えば、スペインの生コーヒー豆に対する差別的関税 のパネル (BISD28S/102) では、同種の産品は物理的 特性、消費者、他の締約国の関税分類上の扱いの3要 素によって判断されるとした。同事案では、4種類 のコーヒーについて異なる関税が設定されており、 これら 4 種類が「同種の産品」と判断されるかどう かが問題となった。同パネルは前述の3要素に従い、 4 種類のコーヒーはほとんどがブレンドされて販売 されていること、消費者は4 種類を同一の飲料製品 と判断していること、多くの GATT 加盟国の関税分 類が4種類について異なった関税率を適用していない ことから、4種類のコーヒーを「同種の産品」と判断 し、ある特定品種の生コーヒー豆についてのみ異な った関税率を設定したことを最恵国待遇違反とし た。

他方、松柏類の製材の関税分類で、トウヒ、マツ、モミ(SPF)とそれ以外で税差を設けているのは、 実質的に特定国の製材を他の国の製材と差別する ものであるとの主張に対し、関税分類については 各加盟国に広範な裁量が認められているとして、

「同種の産品」の判断に当たり、各輸入国の基準に 依拠した例もある(日本の SPF 製材に関するパネル、 BISD 36S/167)。

次に、差別ないし有利な待遇(「利益、特典、特権又は免除」)の有無が問題となるが同種の産品であるにもかかわらず輸入相手国によって異なった関税率を定める等、明白に特定国に対する差別を行っていれば、当然に GATT 第1条第1項違反である。しかしながら、表面上は特定国を明示して差別していなくとも、同種の産品と判断される産品の間で異なった取扱いを行うことにより、事実上ある特定の加盟国の産品が差別される結果になれば、GATT 第1条第1項の違反となりうる。

こうした事実上の差別が問題となった事案として、カナダの自動車に関する措置 (DS139) がある。同事案では、所定の条件のもと米国からの輸入車の関税を無税にするカナダの制度が問題となった。同制度は、規定上は所定の条件を満たすことでどの国の企業にも当該制度を利用する可能性が開かれていたが、実際には米カナダFTA の締結に伴い新規の申請を停止しており、事実上、ほぼ米国企業の

みが利用可能な制度となっていた。パネル・上級 委員会とも本件措置が事実上の差別に当たると判 断して、GATT 第1条第1項の違反を認定した。

(b) 産品の混合、加工又は使用に関する数量又は 割合の無差別適用 (GATT 第3条第7項)

GATT 第3条7項は、特定の数量又は割合による 産品の混合、加工又は使用に関する内国の数量規 則について、締約国はその数量又は割合を国外の 供給源別に割り当てるような方法で適用してはな らないと規定する。同項は産品の混合、加工又は 使用に関する数量又は割合の最恵国待遇を定めて おり、GATT 第1条を補足している。

(c) 通過の自由の保障に関する無差別適用 (GATT 第5条)

GATT 第 5 条は、締約国の国境を通過する運送に対し、締約国は国際通過に最も便利な経路でその領域を通過する自由を与えることを規定し、こうした保障は船舶の国籍、原産地、仕出地、入国地、出国地もしくは仕向地等の事情に基づく差別を設けてはならないと規定する。これは通過の自由に関する最恵国待遇であり、GATT 第 1 条を補足している。

(d) 数量制限の無差別適用 (GATT 第13条)

GATT 第 13 条は、産品について数量制限や関税割当を行う場合には、すべての国の同種の産品に対して無差別に行わなければならないこと、輸入制限や関税割当を行う場合には、過去の実績に応じて、その制限がない場合において期待される国別配分を目標とすべきことなど、数量制限適用に当たって、国家間の公平性を実現できるよう定めており、GATT 第1条を補足している。

前半の数量制限や関税割当を無差別に適用する 部分については、冒頭述べた最恵国待遇の本質で ある無差別性を述べている。すなわち、数量制限 や関税割当の例外となる国や同種の産品を作って はならないことを規定している。

他方、留意が必要な点として、GATT 第 13 条は、 輸入制限や関税割当の内容を「その制限がない場合 において期待される国別配分を目標とすべき」と規 定している。すなわち、輸入制限や関税割当の適 用を超えて、具体的な輸入許可数量の割当を形式 的に平等にすることは、むしろGATT 第13 条の違反 を構成しうる。例えば、米国のラインパイプに対 するセーフガード措置 (DS202) に関するパネル判断 では、米国がセーフガードの発動に伴いラインパ イプに輸入制限を課す際、上記のような国別配分 の原則を考慮に入れず輸入元国に対して一律 9,000 トンの輸入制限を課したことがGATT 第13 条違反と 認定された (パラ 7.55)。この点は、例えば同一の 税率・法令を適用することが基本となる最恵国待 遇とは異なる。

(e) 国家貿易企業 (GATT 第17条)

「国家貿易企業」とは、加盟国によって設立・維 持される国家企業、又は、加盟国によって排他的 な若しくは特別の特権を許与された私企業で、輸 出入を伴う購入・販売を行うものをいう。これら 国家貿易企業は、その独占的地位を利用して、輸 入相手国による差別や数量制限など、国際貿易に 重要な障害となるような運営を行うことも可能で ある。GATT 第 17 条は加盟国に対し、国家貿易に関 しても最恵国待遇を含む無差別待遇原則に合致す る方法で行動させることを義務づけているが (第 17 条第 1 項(a))、その一方で商業的考慮のみに従っ ていれば無差別待遇原則に合致していなくても足 りるとしている(第17条第1項(b))。

②最恵国待遇原則の例外的規定

上記の最恵国待遇規定に対し、GATT にはいくつ かの例外が設けられている。

(a) 関税同盟・自由貿易地域 (GATT 第24条)

二以上の国の間で経済関係を強化するために、 関税同盟・自由貿易地域の地域貿易協定の取決め がなされることがある。これらの取決めがなされ ると、域内諸国間の貿易等は自由になる一方で、 域外諸国との間の貿易障壁は残るため、域内諸国 と域外諸国とでは異なる待遇が与えられることと なり、最恵国待遇の原則に反する結果が生じる。 しかしながら、全面的に禁止することは厳格に過 ぎるとして、GATT は厳しい制限の下でこれらの取 決めを認めている。GATT 第 24 条は、①域内におけ る関税その他の貿易に対する障害は、実質的にす

べて廃止すること、②域外諸国に対する関税その 他の貿易に対する障害は、設立以前より制限的で あってはならないことという要件に適合する場合 等に限って、地域統合に最恵国待遇原則の例外を 認めている(第 2 部第 16 章「地域統合」参照)。

(b) 授権条項

一般特恵制度 (GSP:Generalized System of Preferences) とは、開発途上国の輸出所得の拡大、 開発の促進を目的とし、開発途上国に対する関税 上の特別措置として、先進国から開発途上国産品 に対して、最恵国待遇に基づく関税率より低い関 税率が適用される仕組みである。一般特恵制度は、 1971 年6 月のGSP に関するGATT 理事会決定に規定 されており、1979年の「異なるかつ一層有利な待遇 並びに相互主義及び開発途上国のより十分な参加 に関する決定」、いわゆる「授権条項」(Enabling Clause) に基づく措置として、1994 年の GATT の一 部として認められている。一般特恵関税には、① 歴史的、政治的に特殊な関係を有する国 ((d) 参照 等)ではなく、より一般的に開発途上国に対して特 恵的関税を適用することができる(この点で「一般」 的といえる)、②特恵的関税の受益国が開発途上国 に限定されている、③先進国から開発途上国に対 する一方的な恩恵であるといった特徴がある。ま た、特恵受益国等のうち、通常の途上国とは区別 される後発開発途上国(47 カ国)に対しては、特別 特恵対象品目について無税等が提供されるなど更 なる優遇措置が維持されている。

地域貿易協定については、開発途上国同士が締 結する協定の場合は授権条項に基づく特恵により、 GATT 第 24 条に規定される要件を満たす必要がなく、 また締約国は GATT 第 1 条の規定に関係なく、異な るかつ有利な待遇を他の締約国に与えることなし に開発途上国に与えることができるとされている1。

(c) 特定加盟国間における多角的貿易協定の不適 用(WTO 設立協定第 13 条)

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 (WTO 設 立協定)第 13 条は、次の要件が満たされた場合に は、特定加盟国間においてWTO 設立協定並びに附属

¹ 授権条項に基づく地域貿易協定の実例は、WTO Analytical Index, Volume 1, PP383-388 に記載されている。

書一及び附属書二の多角的貿易協定の不適用が認められると定めている。第 1 に、GATT 締約国であった WTO 原加盟国の間で、WTO 協定効力発生前にGATT 第 35 条の規定が当該国間で適用され³、協定効力発生時に有効であった場合である。第 2 に、既加盟国と新加盟国の間で、加盟条件に関する合意が閣僚会議(一般理事会)で承認される前に、いずれかの国が閣僚会議(一般理事会)に対し協定の適用に同意しない旨通報した場合である。

このような不適用が認められた場合は、当該加盟 国には他の加盟国に与えられている有利な待遇が与 えられないことになり、最恵国待遇原則が適用され ない結果となる。

この規定は、WTO への新規加盟の際に生じる問題に対処するために設けられたものである。本来の最恵国待遇原則を貫徹した場合には、B 国が新規加盟をした場合には、すべての国に対して最恵国待

遇を与えるとともに、すべての国がB 国に対して 最恵国待遇を与えなければならない。しかしなが ら、既加盟国たるA 国が、新加盟国であるB 国との 間にWTO 上の権利義務関係を生じさせたくない事情 があることがある。WTO への加盟の条件は加盟国総 数の3 分の 2 以上の賛成であるため、賛成票の数が 十分に多い場合、A 国の意図に反して、最恵国待遇 を付与する義務が生じることとなるが、WTO 設立協 定第13 条を援用することにより、A とB の両国間に 限ってはWTO 協定に基づく義務を生じさせないことと して、A 国の意思を尊重することができる。また、 A 国のような事情を有する国が 3 分の 1 以上あり、 B 国の加盟承認が得られにくい場合にも、それら の国に WTO 設立協定第 13 条の援用を認めることで、 B 国の加盟を実現できるようになる。

協定不適用の通報例については、以下の表を参 照のこと。

<図表 II-1-1>4

協定不適用通報国	経緯		
米国	1995年	ルーマニアに対し、協定不適用を通報	
		(1997 年 2 月、撤回)	
	1997年	モンゴルに対し、協定不適用を通報	
		(1999 年 7 月、撤回))	
	1998年	キルギスに対し、協定不適用を通報	
		(2000 年 9 月、撤回)	
	2000年	グルジアに対し、協定不適用を通報	
		(2001 年 1 月、撤回)	
	2001年	モルドバに対し、協定不適用を通報	
		(2012 年 12 月、撤回)	
	2003年	アルメニアに対し、協定不適用を通報	
		(2005 年 2 月、撤回)	
	2007年	ベトナムに対し、協定不適用を通報	
		(2007 年 1 月、撤回)	
	2012年	ロシアに対し、協定不適用を通報	
		(2012 年 12 月、撤回)	
	2013年	タジキスタンに対し、協定不適用を通報	
トルコ	2003年	アルメニアに対し、協定不適用を通報	
エルサルバドル	2001年	中国に対し、協定不適用を通報	
		(2014 年 7 月、撤回)	
ロシア	2012年	米国に対し、協定不適用を通報	

2018 年 1 月時点

 $^{^2}$ GATT 第 35 条にも不適用に関する規定があるが、WTO 設立協定第 13 条の方が優先すると考えられている。WTO 設立協定第 16 条第 3 項 は、「この協定の規定といずれかの多角的貿易協定の規定とが抵触する場合には、抵触する限りにおいてこの協定の規定が優先する」と定めているからである。

³ GATT 第35 条は当初日本にも適用されていたが、1970 年代に入って欧州各国が援用措置を撤廃したことで、我が国も国際通商システムに正式に加わることになった。

⁴ WTO Analytical Index - Marrakesh Agreement establishing the WTO Article XIII (Practice)

恵国

(d) その他の例外

最恵国待遇原則固有のその他の例外としては、 隣接国との国境貿易に関する規定 (GATT 第 24 条 第3項)及び英国連邦等 GATT 成立当時に存在してい た特定国への優遇制度の存続を規定する特恵(GATT 第1条第2項)等がある56。また、公徳の保護、生 命又は健康の保護のためなどに必要な措置につ いての一般例外 (GATT 第20条) 及び安全保障例外 (GATT 第 21 条) は、最恵国待遇義務にも適用が ある。

加えて、ウェーバーの取得により最恵国待遇 原則の例外を構成することも可能である。ウェ ーバーとは、WTO 設立協定第 9 条第 3 項に基づき 4 分の以上の加盟国間の同意を得て、協定により 加盟国に課せられる義務を免除されることであ る。また、ウェーバーの条件、終了期限等を明 示すること、毎年レビューを行うこと等が定め られている (WTO 設立協定第 9 条第 4 項) ⁷。

③GATT 以外の最恵国待遇規定

最恵国待遇の考え方は、例外があるものの、 WTO 協定によって多くの分野に拡張され、それ ぞれ最恵国待遇の原則、例外を定めている。ま ず、貿易の技術的障害や基準・規格に関する分 野では、TBT 協定第2.1 条において、強制規格に 関し最恵国待遇義務を定めている。TBT 協定第 2.1 条における最恵国待遇義務の規定は、文言自体も GATT 第 1 条における最恵国待遇義務の規定と異 なっており、解釈としても異なると上級委員会が 判断したケースがある(EU-アザラシ事件)。この ケースにおいて上級委員会は、GATT 第 1 条にお ける最恵国待遇義務は、措置の目的が正当である かどうかを考慮せず、措置が同種輸入品の競争 条件を悪化させているかどうかという点のみに 基づいて判断がなされるとしたが、他方で、TBT 協定第 2.1 条における最恵国待遇義務は、措置の 目的を考慮して違反か否かが判断されるとした。 この差異について、GATT においては規制目的が

第 20 条 (一般的例外規定) で考慮されること、TBT 協定には GATT 第20 条のような一般的例外規定が存在 しないことを理由として挙げた。ただし、GATT にお いても TBT 協定においても、措置の目的が考慮され ることに違いはなく、措置が違反とされるかどうか の結論が、両協定間で異なるわけではない。

その他、SPS 協定第 2 条では、衛生植物検疫措置に ついて最恵国待遇義務を定めている。また、政府調 達協定第 4 条では、政府調達について無差別待遇義務 を定めており、同第3条で、一般的例外を定め、無差 別待遇義務からの免除についても規定している。

サービス貿易及び知的財産権の分野では、サー ビス協定第2条がサービス貿易におけるサービス及び サービス提供者への、TRIPS 協定第 4 条が知的財産権 の保護における他の加盟国の国民への最恵国 待遇付 与を定めている。サービス協定では個別分野での具 体的措置に限って、サービス協定第2条の免除に関す る附属書により免除登録を行えば、最恵国待遇供与 義務から免除される等の例外がある。また、TRIPS 協定についても既存の知的財産保護に関する国際協定 に基づく措置等については、最恵国待遇原則に関す る例外としている(TBT 協定及びSPS 協定については、 第 11 章「基準・認証制度」、政府調達協定については、 第 14 章「政府調達」、サービス貿易及び知的財産権 については、第 12 章「サービス貿易」及び第 13 章 「知的財産」の該当部分を参照)。

その他、GATT 以外に最恵国待遇の規定からの逸脱 が認められる条件を定めた規定が存在する。例えば、 AD 協定、補助金協定、セーフガード協定、輸入許可 手続協定、加盟議定書等がこれに当たる (AD 協定に ついては、第6章「アンチ・ダンピング措置」、補助金 協定については、第7章「補助金・相殺措置」、セー フガード協定については、第8章「セーフガード」の 該当部分を参照)。

(3)経済的視点及び意義

最恵国待遇原則は大要、下記3点の意義を有してい

⁵ 1992 年 12 月発出の WTO 事務局ノート (MTN.TNC/LD/W/1) を参照。

⁶ 最恵国待遇固有の例外ではないが、特定の条件のもとでのみ援用できる例外規定が存在する。こうした規定としては、ダンピング防止税及び相 殺関税 (GATT 第6条) や国際収支例外 (GATT 第14条) (ただし、これは GATT 第1条ではなく①で述べた GATT 第13条の数量制限の無差別適用 に対する例外)、経済開発に対する政府援助(GATT 第18条第20項)、無効化又は侵害に基づく譲許停止(GATT 第23条第2項)等が該当する。 ⁷ 2019 年 12 月 18 日時点で、合計 24 件のウェーバーが有効(WT/GC/W/795)

る。

①世界経済の効率化

第1 に、最恵国待遇原則は、比較優位に基づき、諸国が最も効率的な供給源から輸入することを可能にする。例えば、B 国の方が C 国よりも安価に A 国に産品 α を供給できると想定する。A 国は産品 α を B 国から輸入することによって経済効率を高めることができる。しかしながら、B 国に対する A 国の関税がC 国に対するものと比べ非常に高いとすると、A 国は非効率な供給源であるC 国から産品 α を輸入することとなる。この場合貿易歪曲効果によりA 国の厚生は低下し、世界全体の経済効率も低下する。ところが、この3 か国間に最恵国待遇原則が適用されるとすると、A 国の関税は輸出国にかかわらず等しくなり、A 国はより安価な B 国産品を輸入することとなって、最も効率的な結果が実現される。

②自由貿易体制の安定化

第2 に、最恵国待遇は、一国に付与した待遇を 即時に他の国へ無条件に付与させる一方、貿易 制限的措置を行うに当たっても各国に同様に適 用させる義務を課すため、貿易制限的措置の導入を 政治問題化させやすくし、その導入のコストを上昇 させ、自由化された状態を安定化する効果を有する。 このような自由貿易体制の安定化は、貿易及び投資 を増大させる効果を有する。

③自由貿易体制の維持費用の減少

第3 に、最恵国待遇原則は自由貿易体制の維持費用を減少させる効果を有している。最恵国待遇原則の適用による平等な待遇は、常により有利な待遇(貿易においてはより自由な待遇)の方に統一して実現される。最恵国待遇原則が確立・維持されていれば、WTO 加盟国は他国が自国に付与する待遇を第三国に対する待遇と比較する目的で監視したり、自国に不利な待遇の改善を要求して交渉したりするための費用を節約したりすることができる。このように、最恵国待遇原則は自由貿易体制の維持費用を減少させる効果を持っている。

また、最恵国待遇原則を遵守する限り、WTO 加盟国は他のいずれの加盟国からの輸入も区別せず平等に取り扱うことになるために、輸入産品の原産地国を確認するための費用も節約されて、経済効率性が改善される。

2. 主要ケース

(1)カナダー自動車に関する措置 (DS139)

カナダ政府は、オートパクト(米加自動車協定: 1966 年発効)に基づき、所定の条件(現地付加価値達成率 60%以上等)を満たすことを条件として、ビッグスリー等の特定企業(オートパクトメンバー)に対してのみ、完成自動車の関税を免除する措置を実施していた。もともとは、いかなる企業でも所定の要件を満たせば関税免除を受けられるように運用されていた制度であったが、米加自由貿易協定の締結に伴い、オートパクトの対象企業を新規に認めない旨が規定された。この取扱いは、NAFTA 発効後も継続され、オートパクトメンバー企業が完成自動車を輸入する場合、無

税で輸入できるのに対して、非オートパクトメンバーの行う輸入に対しては 6.1%の関税 (2000 年 12 月時点) が賦課されていた。

日本は、1998 年 7 月に WTO 紛争解決手続に基づく 二国間協議を要請、同年 11 月にはパネル設置要請を 行って、1999 年 2 月に同一案件に係る EU の申立てを 併せて審査するための単一パネルが設置された。 2000 年 2 月にパネル報告、同年 5 月には上級委員会報 告が出され、いずれも日本の主張をほぼ認め、本件 関税免除措置が GATT 第 1 条第 1 項 (最恵国待遇)、 第 3 条第 4 項 (内国民待遇)、補助金協定、及びサービス協定第 17 条 (サービスの内国民待遇)に違反するとの判断が出された(なお、卸売サービスに関する サービス協定第 2条 (最恵国待遇)及び第 17条 (内国 民待遇)違反をパネルが認定した点については、上 級委員会は事実認定が不十分であるとして当該判 断を覆した)。

(2) EUーバナナに関する措置 (DS27)

EU が ACP (アフリカ、カリブ海、太平洋) 諸国 との間に締結しているロメ協定に基づき、EU は、 バナナの関税割当制度について、その数量枠及 び税率等の面でこれらACP 諸国産のバナナを優遇 する特恵措置を採用しており、同制度は、GATT 時 代に 2回パネルで争われている (第 16 章「地域 統合」参照)。

ウルグアイ・ラウンド合意後、EU は新たな関 税割当制度を導入したが、中南米産バナナを主 として扱うバナナ業者を抱える米国は、同制度 についても不満を示し、特に、関税割当のライ センス発給システムによるACP 諸国産バナナの取 扱いの優遇及び EU とフレームワーク合意を締結し た中南米のバナナ生産国(特にコロンビア、コス タリカ) に対する割当の優遇がWTO 協定違反であ るとして、他の中南米諸国(エクアドル、グアテマ ラ、ホンジュラス、メキシコ) とともに GATT 第22 条に基づいた協議を行った後、WTO パネルが設置さ れた(1996年5月)。本件パネルには、我が国も 第三国参加した。

1997 年 5 月に提出されたパネル報告書では、 以 下の主要論点につき、EU の措置は WTO 不整合 と認定された。上級委員会もこの内容を基本的 に支持した。

- ①第三国及び非伝統的ACP 諸国産バナナに関する 関税割当の数量枠のうちの一定部分を EU 域内 産バナナ又は伝統的ACP 諸国産バナナの取扱業 者に限って割当てを行うことは、GATT 第1条第 1項(最恵国待遇)及び第3条第4項(内国民待 遇)に違反する。また、ロメ協定の下での GATT 第 1 条第1 項に関するウェーバー (義務の免除) の範囲は、第三国及び非伝統的ACP 諸国産バナ ナの輸入に適用されるライセンス手続には及ば ず、GATT 第 1 条第 1 項についての WTO 協定上 の義務は依然として有効である。
- ②上記①の関税割当の数量枠について、伝統的 ACP諸国産バナナの取扱業者に対して優先的な

割当を行うことは、第三国の流通業者を競争上不 利に扱うものであり、サービス協定第2条(最恵国 待遇)及び第17条(内国民待遇)に違反する。

③フレームワーク合意については、コロンビアとコ スタリカのみを EU へのバナナ輸出の実質的関心国 として合意を行ったことについては否定されない としつつも、実質的関心のない国の一部(ニカラ グア、ベネズエラ等)と合意し割当を行う一方で、 グアテマラ等に割当を行っていないことは GATT 第 13条第1項(数量制限の無差別適用)に違反する。 なお、フレームワーク合意に基づく国別シェアが 反映されている譲許表の記述内容と GATT 第 13 条 との優先関係については、GATT 第13条が優先する。 (ロメ協定との関連について第16章「地域統合」を、 EU の勧告実施を巡る米・EU 間の争いについて第15章 「一方的措置」を参照)。

(3) EU-開発途上国に対する関税特 恵の差別的供与(DS246)

2001 年 12 月 10 日、欧州理事会によって一般関税 特恵の枠組み「理事会規則 2501/2001」が発表された。 本規則は、①一般規定、②労働権保護のための特別 規定、③環境保護のための特別規定、④ 後発途上 国のための特別規定、及び⑤麻薬の生産と不正取引 対策のための特別規定(ドラッグ・アレンジメント) の 5 つから構成され、適用期間は 2002年 1 月 1 日か ら 2004 年 12 月 31 日とされた。

これらの規定のうち、①一般規定は、開発途上国 一般を対象国とする一方、⑤ドラッグ・アレンジメ ントは、ボリビア、コロンビア、コスタリカ、エク アドル、エルサルバトル、グアテマラ、ホンジュラ ス、ニカラグア、パキスタン、パナマ、ペルー及び ベネズエラの 12 か国のみを対象国としている。

インドは、ドラッグ・アレンジメントは、対象国 12 か国のみが規定の対象品目について無関税でEU 市 場に輸出できるのに対し、その他の開発途上国は通 常の関税率又は割引された関税率でしか EU 市場に 輸出できないことは差別であるとして、2002年3 月、WTO に対して最恵国待遇違反及び授権条項違反を 申立てた。

2002 年 12 月には、インドはパネル設置要請を行 い、2003年12月に同パネル報告が加盟国配布された。 本報告は、ドラッグ・アレンジメントは一部の開発途上国のみが享受できる特権であることから GATT第1条に違反すること、また、すべての開発途上国に等しく特恵が与えられておらず、その差別が後発途上国に対する特別な待遇に基づいたものでもないこと等から、本措置の GATT 違反は、授権条項によっても正当化されないと判断した。さらに、EU が主張していた GATT 第20条(b)の適用については、第20条(b)は「生命又は健康の保護のために必要な措置」につき GATTの例外を認めているもので、ドラッグ・アレンジメントはそもそもこのような目的のために作られたものではないこと等から、GATT 第20条によっても正当化されない旨判断した。

本件は、2004 年 1 月に EU により上訴され、同 年月に上級委員会報告が発出、採択された。上級委 員会は、授権条項について WTO 協定と同条項の趣 旨・目的等を勘案すると、異なる状況にある関税特 恵(GSP)受益国について異なる関税待遇を供与す ることは必ずしも禁止されていないが、異なる待遇 を与える場合には、同様な状況にあるすべてのGSP 受益国、つまり問題の待遇が対応しようとする「開 発上、資金上、及び貿易上の必要性」を有するすべ てのGSP 受益国に対して同一の待遇が与えられるよ う確保しなくてはならならないとした。その上で、 本ドラッグ・アレンジメントは本件制度の受益国と その他のGSP 受益国を区別する根拠を与える基準が 存在せず、同様の状況にあるすべての GSP 受益国が 裨益していないとして、パネルとは異なる理由で、 上級委員会も EU の違反を認定した。

(4) EUーアザラシの販売禁止措置 (DS400, 401)

TBT 第 2.1 条及び GATT 第 1 条第 1 項について 判断(第Ⅱ部第 2 章 2. 主要ケース (4) を参照のこ と)。

(5) 米国-マグロ及びマグロ製品 の輸入、売買及び販売に関す る措置 (DS381)

TBT 第 2.1 条及び GATT 第 1 条第 1 項について 判断 (第Ⅱ部第 11 章 2.主要ケース (3) を参照 のこと)。

(6) アルゼンチン-金融サービス (DS453)

GATS 第 2 条第 1 項について判断(第Ⅱ部第 12章3. 主要ケース(6)を参照のこと)。

(7) ブラジルによる自動車に関する ローカルコンテント要求(工業 製品税の条件付き減税(国産品 優先補助金)) (DS472、497)

事案や主要な判示内容に関しては、第 I 部第 11章 参照。

本件では、イノバール・アウトに基づくアルゼンチン、メキシコ及びウルグアイに対する税の減免措置について、最恵国待遇義務違反(GATT 第1 条1 項)が授権条項 2 条(b)(非関税措置に関する多国間合意に基づく差別的優遇措置)及び(c)(関税の相互削減に関する途上国間の地域間協定等)によって正当化されるか、も争点となった。

パネルは、①授権条項に基づく措置について、措置 国が同 4 条(a)に基づく通報を行った場合は、申立国 は、パネル設置要請において授権条項の関連条文を特 定する必要がある、としつつ、本件では、ブラジルが 授権条項2 条(b)又は(c)に基づく措置であること、な いし、通報を行ったことを立証できていないため、申 立国はパネル設置要請で授権条項を特定する必要はな かった、とした。

また、②(i)授権条項 2 条(b)上の「非関税措置」は、GATT 自体ではない多数国間合意における、途上国に対する特別で異なる(special and different (S&D))待遇に関する特定の規定に基づく措置である必要があるところ、ブラジルが根拠として挙げるGATT 第3条は授権条項2条(b)上の非関税措置とは認められず、また、(ii)本件措置について授権条項2条(c)上のRTAとの関連性は示されていない、とし、本件措置は、授権条項2条(b)又は(c)によって正当化されない、と判示した。上級委はパネル判断を維持した。

(8) EU-エネルギー産業に関する措置 (DS476)

GATT 第1条1項及び GATS 第2条1項について判 断(第Ⅱ部第 12 章 2. 主要ケース(7):①(a)ガス 指令上の分離措置、③LNG 措置(GATT 第1条1項上 の「同種の産品」要件が争点となった)、④インフ ラ免除措置、⑥(a)ガス指令上の第三国認証措置、及 び⑦ガス指令上の TEN-E 措置を参照のこと)。

(9) EU-家禽肉製品に対する関税譲 許に関する措置(DS492)

EU は、鶏肉製品等計 10 品目について、2006 年か ら 2013 年にかけ、2 回に分け、タイ・ブラジルと交 渉・合意のうえ、関税譲許を修正し、従価税を関税 割当に置き換えた。これに対し、中国が、EU では2008 年以降SPS 措置の緩和により中国産輸入品が増加した にも関わらず、EU は関税譲許の修正を行う際に、SPS 措置緩和前の期間における輸入状況を検討し、SPS 措 置が存在しないと仮定した場合の中国輸入シェアを 推計しなかった点等において、交渉や協議が必要な主 要供給国・実質的利害関係国の決定(GATT 第 28 条)、 補償の算定(同条2項)、関税割当の配分の決定 (同第 13 条) について協定に違反すると主張し、 2015 年 4 月協議要請を行った。その後、2017 年 3 月にパネル報告書が公表され、上訴されず、翌月パ ネル報告書が採択された。

GATT 第13 条2 項は、関税割当の配分の決定にあた り、利害関係国の産品の貿易に影響を及ぼした又は 及ぼしているすべての特別の要因に妥当な考慮を 払うべき旨を規定しているところ、パネルは、EU が、 関税割当の配分に関する交渉開始後に生じた輸入シ ェアの変化を考慮していない点について、同条項違反 を認定した。ただし、SPS 措置が存在しなかったと 仮定した場合の加盟国の輸入シェア推計に基づい て実質的利害関係国を決定する義務などに関する その他の GATT 第13 条に基づく主張は認めなかった。 なお、関税譲許の修正に関する GATT 第28 条に関 しては、下記のとおりいずれの主張も認めなかった。

①供給国としての利害関係の有無につき、中国は、 本件 SPS 措置が「差別的数量制限」 (第 1 項注釈)

⁸に当たることを立証できていない、②第 1 項上、供給 国の利害関係の有無について交渉開始後に輸入シェ アの変化を反映して再決定する義務は認められない、 として、第28条1項違反の主張を認めなかった。ま た、③補償の要否の検討に必要な関税割当の総量を算定 するための「代表的期間」(第28条に関する解釈了解第 6 項) ⁹を特定する際、本件 SPS 措置は、あらゆる原産 地からの家禽肉製品の年間貿易総量を著しく変更した ものではないので、影響を除外する必要はない、④解釈 了解第 6 項上の参照期間の起算点は交渉妥結時点で はなく交渉開始時点である、⑤解釈了解第6項は関税 割当の配分には適用されない、として第28条2項違 反の主張も認めなかった。

[『]譲許修正申請国は、ある国が主要供給国又は実質的利害関係国としての利益を有するか否かを決定するにあたり、譲許修正申請国が差別的 数量制限を維持しなかった場合に想定される当該対象国の輸入シェアを考慮する必要がある(GATT 第28条脚注1第4項及び第7項)。

[『]無制限の関税譲許を関税割当に置換する場合の補償は、将来の予想貿易量が割当の水準を超える額によって算出され、将来の予想貿易量は、 直近の代表的な3年間における平均年間貿易量又は直近年の輸入量のいずれか大きい方(いずれも増加率を加味する)に基づくとされている。 (第28条の解釈了解第6項)



途上国地位~特別かつ異なる待遇(S&D)を巡る論点

2021 年 2 月現在 164 の国が WTOに加盟しているが、そのうちおよそ 4 分の 3 が途上国である。後 発 開 発 途 上 国 (the least-developed countries: LDC) については国連の定義が準用されている¹が、途上国の定義は WTO協定上置かれていない。途上国は、自己申告制に基づいて、より有利な市場アクセスやより長い義務履行期間をはじめとする特別かつ異なる待遇 (Special & Differential Treatment: S&D) を享受している。WTO 諸協定には 155 の S&D 条項が存在する²。

米国は従前より、経済的に発展した途上国は相応の義務を負うべきであり、「不当な」S&D 利用はやめるべき、と批判してきた。2019 年 2月、米国はWTO一般理事会の決議案として一律の途上国卒業基準を提案³した。これに対し途上国は強く反発した。本コラムでは、S&Dの概要とその役割を整理したうえで、WTOにおける議論の状況を紹介する。

1. S&Dの概要と役割

S&DはWTO設立以前のGATT協定にも含まれていた。 完全雇用と自由貿易に基づく均衡のとれた世界経 済の拡大を目的とした国際貿易(ITO)憲章は、 その内容が理想的に過ぎたため、提案国である米 国を含む諸国の批准が得られず未発効に終わった が、ITO憲章の中にあった要素で、後の GATT協定 において残ることになったのが、GATT協定第 18 条にある幼稚産業保護のための例外だった。その 後1965年に GATT第 IV 部「貿易と開発」が追加さ れ、途上国との貿易交渉において先進国は相互主 義を求めないことが確認された。ただし、これは 基本合意をまとめたものにすぎず、途上国が要請 していた特恵の創設については言及していない。 GATT体制で初めて認められた特恵待遇は、最恵国 待遇原則の例外である一般特恵制度 (Generalized System of Preference) であり、

1971 年に暫定的に合意され、1979 年に「授権条項」という形を通じて実現された。

S&DはGATTの基本原則に対する例外として位置づけられる。GATTの基本原則は大きく二つに分けられ、一つは最恵国待遇原則及び内国民待遇原則からなる無差別原則、もう一つは相互の間に権利義務や負担、利益を含む待遇の均衡を維持する関係に立つという相互主義である。S&Dは主に、途上国に対し特恵的市場アクセスを提供するという点において最恵国待遇原則からの逸脱であり、また一部の履行義務が減免・緩和されるという点において相互主義からの逸脱を許容している。

WTO は S&Dをその内容によって以下の 6類型に 分類している。すなわち、(1)開発途上国の貿易 機会を増やすための条項、(2)WT0メンバーに対し て開発途上国の利益を保護するよう求める条項、 (3) 開発涂上国が経済政策あるいは商業政策手段 を利用する際の柔軟性を認める条項、(4)協定実 施のための移行期間を通常よりも長く認める条項、 (5) 開発途上国がWTO協定の義務を果たしたり、紛 争解決手続を遂行したりするために必要な人的・ 物的基盤を整備するのを支援する条項、(6)LDCに 関する条項である。具体例としてはそれぞれ、 (1)特恵的市場アクセス、(2)AD 協定第 15 条の途 上国の特別な事情の考慮義務及びSG協定第9条の デミニマス基準の途上国例外、(3)GATT第 18 条の 国民の一般的生活水準の引き上げのための関税上 の国内産業保護措置や数量制限等⁴、(4)SCM 協定 第 27.3条の国内産品優先補助金の撤廃について認 められるより長い猶予期間(協定発効後又は加盟 後から先進国 3 年、途上国 5 年、LDC 8 年)、 (5) 協定実施のための技術支援やキャパシティビ ルディング、(6) TRIPS協定第 66.2 条の先進国の LDCに対する技術移転のインセンティブ供与義務、 が挙げられる。

途上国にとって S&Dが果たす役割は、多角的貿 易体制の発展・変遷とともに異なっている。GATT

¹ WTO 設立協定第 11 条 2 項。国連によれば、2018 年 12 月現在 LDC は 47 か国(https://www.un.org/development/desa/dpad/least-developed-country-category.html)。

² WT/COMTD/W/239

 $^{^{\}scriptscriptstyle 3}$ WT/GC/W/764

⁴ 児玉「GATT 第 18 条 C の援用可能性に関する考察—ドーハ開発アジェンダにおける S&D 交渉を題材に—」日本国際経済法学会年報第 17 号 (2008 年)

は関税譲許以外の非関税措置についてはコードと 呼ばれる自己選択形式の協定で採択され、加盟国 は受容 する協定範囲を選ぶことが可能だったため、 多くの 途上国はこれらのコードには参加せず、国 内措置に関する条約上の義務を負わなかった。そ の後、ウルグアイラウンドにおいて、さらなる関 税削減に加え、サービス貿易の自由化、知的財産 権、貿易関連投資措置、農業補助金に関するルー ル等、交渉分野が大幅に拡大された。さらに、同 ラウンドでは「シングル・アンダーテーキング (一括受諾)」と呼ばれる受容方式が採用され、 交渉は個別分野ごとに行われるが最終的な合意は すべての交渉対象品目が一つのパッケージとして 扱われ、加盟国は全体として合意するかしないか の選択を迫られた。途上国は、ウルグアイラウン ドで創設が合意されたWTOへ参加するためには、 拡大した交渉分野におけるコミットメントを受け 入れざるを得ず、様々な協定義務を負うことにな った。WTO発足後、途上国は、ウルグアイラウン ド妥結による先進国市場の関税引き下げによって 得られると期待されたメリットを実際には享受で きず、かえって広範囲かつ詳細にわたるウルグア イラウンド実施のための大きな負担を抱えること になったとして、強い不満を抱く結果となった。 こうした不満が、ドーハ開発アジェンダでのS&D 強化の要求へと繋がった。

その結果、ウルグアイラウンド以前の時期においては、途上国の求めるS&Dの役割は先進国市場へのアクセスの拡大であったのに対し、WTO発足後はS&Dの主な役割は協定義務の減免に移行していった。

2. WTO における議論

2019 年 2 月、米国は一般理事会決議案として、一律の卒業基準を提出した。その背景には、トランプ前大統領の「成長を実現した国が自己宣言でS&Dを享受し続けており、経済発展レベルに応じて負うべき責任を果たしていない」との問題意識がある⁵。米国提案の卒業基準は、①OECD加盟国、②G20メンバー、③世銀の「高所得国」、④世界貿

易シェア 0.5 以上の国の 4 つの要素から構成される。各基準に該当する途上国は、①チリ、イスラエル、トルコ、メキシコ、韓国、②中国、インド、ブラジル、メキシコ、南ア、韓国、インドネシア、サウジアラビア、トルコ、アルゼンチン、③アルゼンチン、バーレーン、ブルネイ、チリ、香港、マカオ、イスラエル、クウェート、モナコ、オマーン、フィリピン、カタール、シンガポール、ウクライナ、ウルグアイなど、④UAE、香港、マレーシア、フィリピン、サウジ、シンガポール、タイ、トルコ、ベトナム、南アなどが当てはまる。その後 2019 年 12 月、③と④に関し、3 年連続で基準を超えたものとの緩和条件が付された。

本米国提案に対し、途上国は、S&Dは発展途上加盟国に与えられた正当な権利であると主張した。また、2019 年 4 月に出されたノルウェー提案(他カナダ、メキシコ、スイス等 7か国と共同)6では、S&D供与の沿革を述べるとともに、既存協定でのS&Dの提供方法や正当化事由について紹介している。同提案は、例えば、途上国自身のニーズ・アセスメントに基づいて S&Dを提供する貿易円滑化協定や、最小限のコミットメントから開始し、途上国自身の産業の能力や発展段階に応じてコミットメントを拡大していく GATSのアプローチなどが参考にできると提案し、個別交渉毎にどのような形でS&Dを追及すべきか検討すべきとした。

米国は、経済発展のレベルに応じた相応の責任を 負うべきとして卒業基準を提案しており、S&D が「真の」途上国に必要であり享受する権利があることは 否定していない。また、そのS&Dを享受すべき途上国とは誰なのか、という点に関する議論が必要だが、上記 4 要件に該当しない途上国も米国への反発を強めている

2019 年 7 月に発出されたトランプ前大統領によるメモランダム⁷では、USTRに何らかのアクションを起こすよう求めている。具体的には、同メモランダムにおいて設定された期限である 90 日の経過後は、2019 年 2 月の米国提案の卒業基準を満たす途上国については、一方的に途上国として取り扱わないこととした。前大統領が要請したアクションの履行の一環として、USTRは、2019 年

⁵ 米国は、経済的及び技術的に発展した途上国の取扱いについて問題提起しているものであり、当該途上国地位の議論は、市場メカニズムが機能しているか否か(具体的には、政府が為替市場や生産活動を統制しているか否か)に基づく非市場経済国地位問題とは異なる議論である。

⁶ WT/GC/W/770 及びWT/GC/W/770/Rev. 2

https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/memorandum-reforming-developing-country-status-world-trade-organization/

12 月、特定の途上国がS&Dを放棄しない限り、現在進行中のWTOの交渉において当該途上国とは新たなS&D について合意しないとの考えを示した。

トランプ前大統領は、WTO改革の要素の中でも S&Dの問題を最優先課題のひとつとして挙げてい る。WTOでのルール交渉やFTA交渉等における今後 の米国の動きが注視される。

2020 年 2 月現在、S&Dを現在及び将来の交渉で求めない旨宣言した国は、台湾(米国提案以前、2018 年 9 月 TPR にて「将来のラウンド交渉において」S&Dを要求しないと発言)、ブラジル(米国提案直後、2019 年 3 月、0ECD加盟支持と引き換え)、シンガポール(米国による直接の働きかけ後、2019 年 9 月)、韓国(米国による直接の働きかけ後、2019 年 10 月)、コスタリカ(2020年 3 月)の 5 か国となっている。

途上国に対し米国が求める成果は、途上国地位の放棄ではなく、S&Dを今後求めないことであるという点には留意が必要である。途上国としての地位は、途上国内では政治的・社会的な側面が強く、地位自体の放棄は困難な場合もある。上記の5か国も途上国地位の放棄ではなく、S&Dを将来及び今後の交渉において要求しないことを約束したのだという旨を改めて発表している。

さらに、途上国地位に基づいて享受しうる S&D と加盟国が交渉を通じて獲得しうる協定義務における柔軟性との類似点と相違点にも注目すべきであろう。米国自身も、交渉を経て獲得する協定義務の柔軟性については否定しておらず、実際米国自身を含む多くの先進国も、例えば農業等のセンシティブな分野においてウルグアイランド交渉時に協定義務からの一部免除や緩和について加盟国の合意を取り付けている。米国は、このように柔軟性が必要な場合があること、また必要である範囲において柔軟性を加盟国間の合意に基づいて享

受することは許容されるという立場である。つまり、S&D及び交渉を経た柔軟性ともに、協定義務からの逸脱という形式的な点では相違ないが、

「加盟国の合意なく一方的にかつ経済発展レベルの区別なく一律に」⁸逸脱を認められるという点について、米国は問題視している。また、米国は一律の卒業基準を提起しつつ、途上国の差異化の必要性も主張している。

WTO設立から 25 年が経過し、多角的貿易体制に おけるプレーヤーも大きく変化し多様化した現在、 S&Dはどのような形で供与されるべきなのか。経 済及び技術発展レベルが大きく異なる途上国をす べて同等に扱い義務逸脱を許容する又は特定の措 置要件を緩和もしくは適用除外とすることは、正 当化されないであろう(第II部第8章 ⑤ 開発途 上国例外の運用 参照)。他方で、米国の提案する 一律の基準は、途上国の大きな反発を招くだけで なく、途上国の真のニーズに沿ったS&Dを提供す ることにはつながらないのではないだろうか。 S&Dは真に必要とする国に対し、真に必要な範囲 で認められるべきであり、能力・手段を有する国 は相応の責任を果たすべきというのが日本の立場 である。そのためには、途上国の差異化が必要で あり、前述のノルウェー他による提案のように、 既存協定での S&Dの提供方法を参考に、個別交渉 毎に途上国の範囲を決め、S&Dをどの範囲で享受 すべきかを決めることは有意だろう。しかし一方 では、潜在的な懸念として、個別の国及び分野毎 の交渉は時間がかかるだけでなく、交渉に関与す る国のパワーバランスや、途上国側がS&Dの放棄 と引き換えに何を獲得したいと考えているか、ま た何を獲得できるかという点も交渉結果を左右す ると考えられる。まずは、現在交渉中の漁業補助 金や電子商取引のルールメイキングにおいて、い かに具現化されるかが注目される。

⁸ 厳密にいえば、例えば補助金協定では、経済発展レベルの低い途上国のカテゴリーを設け、より広い柔軟性を認めている。